

大治町議会定例会（第4日）

令和8年6月19日

令和 8 年 6 月大治町議会定例会会議録（第 4 号）	
招集年月日	令和 8 年 6 月 1 9 日
招集の場所	大 治 町 議 事 堂
開 議	6 月 1 9 日 午前 1 1 時 0 0 分 宣告（第 4 日）
応 招 議 員	1 番：池田耕介 2 番：八神太紀 3 番：手嶋いずみ 4 番：後藤田麻美子 6 番：鈴木 満 7 番：三輪明広 8 番：若山照洋 9 番：松本英隆 11 番：吉原経夫 12 番：林 哲秀
不応招議員	10 番：林 健児
出 席 議 員	応招議員に同じ
欠 席 議 員	不応招議員に同じ
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友 教育長：梶浦寿男 総務部長：安井慎一 福祉部長：大西英樹 建設部長：三輪恒裕 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長 加藤 謹 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：吉田美穂 財政課長：富田伸司 防災危機管理課長：山田繁樹 企画政策課長：水野 学 収納課長：加藤真二 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課長：水野克哉 住民課長：立松 修 子育て支援課長：古布真弓 保健センター所長：森本健嗣 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松 浩 下水道課長：後藤丈顕 産業環境課長：伊藤高雄 都市整備課主幹：八神幸夫 学校教育課長：太田悦寛 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：佐藤友哉 会計管理者兼会計室長：水野 敦司
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代 主任：伊藤奈央子

○町長提出議案の題目

- 同意議案第 1 号 農業委員会委員の任命について（前田幹雄氏）
- 同意議案第 2 号 農業委員会委員の任命について（服部峰治氏）
- 同意議案第 3 号 農業委員会委員の任命について（吉田篤義氏）
- 同意議案第 4 号 農業委員会委員の任命について（立松 稔氏）
- 同意議案第 5 号 農業委員会委員の任命について（安井義徳氏）
- 同意議案第 6 号 農業委員会委員の任命について（山田京子氏）
- 同意議案第 7 号 農業委員会委員の任命について（安井公明氏）
- 同意議案第 8 号 農業委員会委員の任命について（成田照幸氏）
- 同意議案第 9 号 農業委員会委員の任命について（若山善之氏）
- 同意議案第 10 号 農業委員会委員の任命について（鈴木夕子氏）
- 同意議案第 11 号 農業委員会委員の任命について（浅井 博氏）
- 同意議案第 12 号 農業委員会委員の任命について（丹羽眞弓氏）

○議員提出議案の題目

- 発 議 第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和8年6月大治町議会定例会議事日程

(第4日)

令和8年6月19日(金) 午前11時00分開議

1 開議宣告

2 議事日程の報告

日程第1 発言の取消しについて

日程第2 発言の訂正について

日程第3 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて《採決》

日程第4 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて《採決》

日程第5 議案第23号 令和8年度大治町一般会計補正予算(第1号)《採決》

日程第6 議案第25号 大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
《採決》

日程第7 議案第26号 大治町税条例の一部を改正する条例について《採決》

日程第8 議案第27号 大治町介護保険条例の一部を改正する条例について《採決》

日程第9 議案第28号 大治町道路線の廃止について《採決》

日程第10 議案第29号 令和8年度大治町一般会計補正予算(第2号)《採決》

日程第11 同意議案第1号 農業委員会委員の任命について(前田幹雄氏)《提案説明等》

- 日程第12 同意議案第2号 農業委員会委員の任命について（服部峰治氏）《提案説明等》
- 日程第13 同意議案第3号 農業委員会委員の任命について（吉田篤義氏）《提案説明等》
- 日程第14 同意議案第4号 農業委員会委員の任命について（立松 稔氏）《提案説明等》
- 日程第15 同意議案第5号 農業委員会委員の任命について（安井義徳氏）《提案説明等》
- 日程第16 同意議案第6号 農業委員会委員の任命について（山田京子氏）《提案説明等》
- 日程第17 同意議案第7号 農業委員会委員の任命について（安井公明氏）《提案説明等》
- 日程第18 同意議案第8号 農業委員会委員の任命について（成田照幸氏）《提案説明等》
- 日程第19 同意議案第9号 農業委員会委員の任命について（若山善之氏）《提案説明等》
- 日程第20 同意議案第10号 農業委員会委員の任命について（鈴木夕子氏）《提案説明等》
- 日程第21 同意議案第11号 農業委員会委員の任命について（浅井 博氏）《提案説明等》
- 日程第22 同意議案第12号 農業委員会委員の任命について（丹羽眞弓氏）《提案説明等》
- 日程第23 発議第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について《提案説明等》

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 開会

○議長（若山照洋君）

本日は林健児議員から欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、発言の取消しについてを議題とします。

〔暫時休憩お願いします〕の声あり

○議長（若山照洋君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、発言の取消しについてを議題とします。

去る6月9日付けで、済田茂夫雨水対策監兼都市整備課長から、6月8日の一般質問における発言について、御手元に配付のとおり発言取消申出書が提出されました。

お諮りします。この発言取消申出書について、これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔異議あり〕の声あり

○議長（若山照洋君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

発言の取消しについて、この発言取消申出書について、これを許可することに賛成の方は起立願います。

〔起立 7名〕

○議長（若山照洋君）

起立多数です。したがって、済田茂夫雨水対策監兼都市整備課長からの発言取消しの申し出を許可することに決定しました。

日程第2、発言の訂正についてを議題とします。

去る6月10日付けで安井慎一総務部長及び水野学企画政策課長から、6月8日の一般

質問における発言について、御手元に配付のとおり発言訂正申出書が提出されました。  
お諮りします。

この発言訂正申出書について、これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「暫時休憩お願いします」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この発言訂正申出書について、これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。したがって、安井慎一総務部長及び水野学企画政策課長からの  
発言訂正の申し出を許可することに決定しました。

今回このような発言訂正、取消しってというのは、少しちょっと続いたので、議員の  
皆さんもそうですが、きちんと発言確認等よろしくお願いいたします。

日程第3、議案第21号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案第21号について総務建設常任委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長どうぞ。

○総務建設常任委員長（三輪明広君）

総務建設常任委員会は6月11日に開会いたしました。本委員会に付託されました事件  
は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により報告します。

議案第21号専決処分の承認を求めることについて、全員賛成で承認すべきものと決定  
しました。質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、議案第22号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案第22号について文教厚生常任委員長から報告を求めます。

文教厚生常任委員長どうぞ。

○文教厚生常任委員長（手嶋いずみ君）

文教厚生常任委員会は6月12日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第22号専決処分の承認を求めることについてにつきましては、承認すべきものと決定しました。特に報告すべき事項はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第5、議案第23号令和8年度大治町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。議案第23号について予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長どうぞ。

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る6月9日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきまして、6月11日に総務建設分科会、6月12日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会の委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第23号につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号及び日程第7、議案第26号を一括議題とします。

議案第25号、26号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長どうぞ。

○総務建設常任委員長（三輪明広君）

議案第25号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

報告する質疑はありませんでした。

議案第26号大治町税条例の一部を改正する条例について、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告します。

この改正で免税点が引き上げられるが、対象者はどれぐらいで影響額はどのようになるのかの問いに対し、令和8年度の状況で対象者は36件、課税状況は82万4000円となるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

まず初めに、議案第25号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて議案第26号大治町税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。  
初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第27号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第27号について文教厚生常任委員長から報告を求めます。

文教厚生常任委員長どうぞ。

○文教厚生常任委員長（手嶋いずみ君）

議案第27号大治町介護保険条例の一部を改正する条例についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告は終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第28号大治町道路線の廃止についてを議題といたします。

先日の6月9日において、本会議第3日目の林哲秀議員による議案第28号大治町道路線の廃止についての質疑は、議案の範囲を超えた発言でありますので、地方自治法第129条に基づく議長の発言取消し命令により取消しを命じます。

議案第28号について総務建設常任委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員長どうぞ。

○総務建設常任委員長（三輪明広君）

議案第28号大治町道路線の廃止について全員賛成で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を報告します。

この件はいつから話が出たのかの問いに対し、令和7年10月頃に境界線立会いを行い、その後4月に用途廃止の申請が提出されたとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第29号令和8年度大治町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案第29号について予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長どうぞ。

○予算決算常任委員長（鈴木 満君）

議案第29号について、御報告申し上げます。

議案第29号につきましては全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（若山照洋君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、同意議案第1号から日程第22、同意議案第12号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

同意議案第1号農業委員会委員の任命について、大治町農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。令和8年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、農業委員会の委員の任期が令和8年7月19日をもって満了することに伴い、引き続き前田幹雄を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意を求めるためでございます。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時25分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

失礼いたしました。

同意議案第2号農業委員会委員の任命について、大治町農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。令和8年6月3日提出、大治町長。

この案を提出するのは、農業委員会の委員の任期が令和8年7月19日をもって満了することに伴い、引き続き服部峰治を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意を求めるためでございます。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

大変失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

服部峰治を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意を求めるためでございます。

失礼いたしました。同意議案第3号につきましては新たに吉田篤義を、同意議案第4号につきましては引き続き立松稔を、同意議案第5号につきましては新たに安井義徳を、同意議案第6号につきましては引き続き山田京子を、同意議案第7号につきましては引き続き安井公明を、同意議案第8号につきましては引き続き成田照幸を、同意議案第9号につきましては引き続き若山善之を、同意議案第10号につきましては引き続き鈴木夕子を、同意議案第10号につきましては引き続き浅井博を、同意議案第12号につきましては引き続き丹羽眞弓を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意を求めるためでございます。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時28分 休憩

午前11時33分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

失礼いたしました。

読み違い等ございましたので、再度、発言をさせていただきます。

同意議案第10号につきましては引き続き鈴木夕子を、同意議案第11号につきましては

引き続き浅井博を、同意議案第12号につきましては引き続き丹羽眞弓を委員に任命したので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意を求めるためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

初めに、同意議案第1号について、質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

同意議案第1号から12号共通することですが、農業委員会等に関する法律第9条で「市町村長は、第8条第1項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農業者、農業者が組織する団体その他関係者（第19条第1項において「農業者等」という。）に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。」とあります。具体的に大治町として今回、同意議案提案するに当たって、どのようにこの推薦を求める、また募集をしたんでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

こちら定員12名に対しまして広報等で募集いたしまして、令和8年2月の20日から3月19日まで募集したものでございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

だから募集はしたってことですね、委員になろうとする者の。ただ、農業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めたんでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

農業を行っている人は実行委員長等にお手紙を配布いたしまして募集いたしました。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

次に、同意議案第2号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

次に、同意議案第3号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

質疑を終わります。

次に、同意議案第4号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

質疑を終わります。

次に、同意議案第5号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

質疑を終わります。

同意議案第6号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

質疑を終わります。

次に、同意議案第7号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

質疑を終わります。

同意議案第8号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

質疑を終わります。

同意議案第9号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

質疑を終わります。

同意議案第10号について、質疑のある方、どうぞ。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。鈴木夕子氏の農業者種別は農業委員会に関する事項に利害関係者を有しない者とあります。これまあ農業委員会等に関する法律の中でまあこういう方は1名以上入れなきゃいけないという法律に基づいてだと思いましたが、具体的に農業委員会に関する事項に利害関係者を有しない者とは具体的にどのような意味なんでしょうか。

○産業環境課長（伊藤高雄君）

委員本人が農業に従事していない、それから農地を有していない者ということでございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

同意議案第11号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

質疑を終わります。

同意議案第12号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意議案第1号から同意議案第12号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第1号から同意議案第12号までは、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、同意議案第1号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第1号を採決します。

同意議案第1号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第2号の討論を行います。

初めに、同意議案第2号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第2号を採決します。

同意議案第2号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意議案第3号の討論を行います。

初めに、同意議案第3号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第3号を採決します。

同意議案第3号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第4号の討論を行います。

初めに、同意議案第4号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第4号を採決します。

同意議案第4号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第5号の討論を行います。

初めに、同意議案第5号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第5号を採決します。

同意議案第5号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第5号は原案のとおり同意することに決定いた

しました。

同意議案第6号の討論を行います。

初めに、同意議案第6号の原案に反対の方の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第6号を採決します。

同意議案第6号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意議案第7号の討論を行います。

初めに、同意議案第7号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第7号を採決します。

同意議案第7号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意議案第8号の討論を行います。

初めに、同意議案第8号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第8号を採決します。

同意議案第8号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意議案第9号の討論を行います。

初めに、同意議案第9号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第9号を採決します。

同意議案第9号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

同意議案第10号の討論を行います。

初めに、同意議案第10号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第10号を採決します。

同意議案第10号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第11号の討論を行います。

初めに、同意議案第11号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第11号を採決します。

同意議案第11号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第12号の討論を行います。

初めに、同意議案第12号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意議案第12号を採決します。

同意議案第12号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、同意議案第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第23、発議第1号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番三輪議員どうぞ。

○7番（三輪明広君）

7番三輪明広です。

発議第1号、大治政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める……

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（三輪明広君）

7番三輪明広です。

発議第1号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について。会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和8年6月3日提出、提出者、大治町議会議員三輪明広。

要約して議案説明をいたします。広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年が経た2017年7月7日歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在同条約に署名・批准・参加した国は99カ国・地域に広がっています。核兵器禁止条約は核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。また、条約は被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。広島、長崎の原爆被害を唯一経験した日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。よって、日本政府には、すみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めるものです。提出先、内閣総理大臣、外務大臣、以上です。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

これで令和8年6月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時51分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 若 山 照 洋

署名議員 吉 原 経 夫

署名議員 林 哲 秀